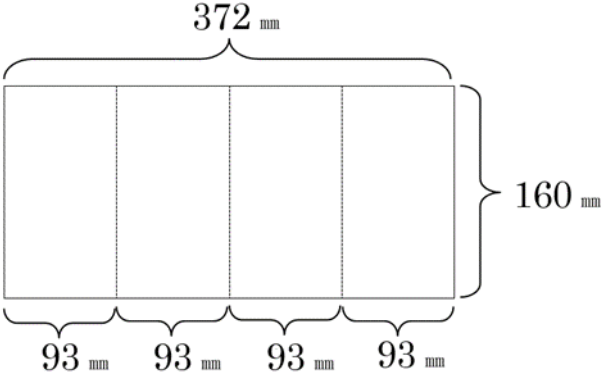


仕 様 書

案件名称	建築確認等手数料に係る納付書の印刷	
履行期限	令和8年8月28日（金）	
数 量	建築確認・承認・許可・認定等納付書 500 枚	
規 格	紙 質	複写用紙 MCP 41g/m ² カーボン入り
	仕上がり寸法	<ul style="list-style-type: none"> ・縦 160 mm×横 372 mm、4つ折り ・白紙・ピンク字 
	印刷方法	オフセット印刷
	印刷内容	片面印刷(単色刷り)
	加工	・折込み線については、ミシン目を入れること
	原 稿	入稿日
	データ	Microsoft Excel データ(参考として別紙にサンプルを添付) ※見本として現に使用している納付書等を提供する。文字サイズ・各欄の幅については、当該納付書等を基本とすること。
校 正	回 数	簡易校正 1 回
	提出先等	大阪市計画調整局建築指導部建築企画課 大阪市北区中之島1丁目3番 20 号 大阪市役所本庁舎3階
納品場所	大阪市計画調整局建築指導部建築企画課 大阪市北区中之島1丁目3番 20 号 大阪市役所本庁舎3階	
納品単位	100 枚ごとに紙テープ等で束ねること	
契 約	・契約金額は、写真植字・版下作成など印刷に関する経費や納品に関する経費等、一切を含めること	

支 払 い	受注者からの請求に基づき、履行確認後に支払う。
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・納品の際は、納品物品の名称及び数量等が確認できる「納品書」を提出すること ・本市が提供した原稿、写真、イラスト等は使用後速やかに返却すること ・納品の際は、大阪市グリーン配送実施要綱に定めるグリーン配送適合車を使用すること(別紙特記仕様書添付) ・「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」を遵守すること(別紙特記仕様書添付) ・本業務を通じて知りえた情報を第三者に漏らしてはならない。 ・成果物に係る使用权及び著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに規定する権利をいう)は、本市に帰属するものとする。 ・車高 2.1m を超える車両を使用して市役所本庁舎への荷物等の搬入・搬出がある場合は、搬入出日時・搬入出先・搬入出に使用する車両の「種類」「色」「車両番号」「車高」を実行日の3日前(土日祝日を除く)までに事業担当あて報告すること。ただし、車高が 2.8 mを超える車両での搬入等については、地下駐車場を利用できない。
事業担当	<p>大阪市北区中之島1丁目3番 20 号 大阪市役所本庁舎3階 大阪市計画調整局建築指導部建築企画課 (担当者:中西) 電話 06-6208-9295</p>

①建築確認(表)

サ

原 符 (建築確認・承認・許可・認定等)		分類 7 1 大 阪 市
建 築 主	様 納	
システムコード		発 行 番 号
9 0 0 2 7 1 9 1 0		
年 度	会 計	款 項 目
部	建築確認及許可手数料	
歳入区分	建築確認及許可手数料	
金 額		円
発行コード		予算主管コード
発 行	計画調整局建築指導部	
主管別任意コード		
建築位置	大 阪 市 区	
申請区分	新 増 改 移 大 用 大 計 小 小 道 築 築 築 転 修 途 模 画 荷 荷 路 築 築 築 転 繕 変 様 変 物 降 降 位 築 築 築 転 更 更 替 更 機 機 用 定 等	仮 使 用
	申請延べ面積	㎡ 基
FD申請	有 ・ 無	
許可・認定	第 条 第 項 第 号	

ゆ
う
ち
よ
銀
行
及
び
郵
便
局
で
は
取
り
扱
い
ま
せ
ん

ゆ
う
ち
よ
銀
行
及
び
郵
便
局
で
は
取
り
扱
い
ま
せ
ん



ル

納付書・領収証書 (建築確認・承認・許可・認定等)		分類 7 1 大 阪 市
建 築 主	様	
システムコード		発 行 番 号
9 0 0 2 7 1 9 1 0		
年 度	会 計	款 項 目
部	建築確認及許可手数料	
歳入区分	建築確認及許可手数料	
金 額		円
発行コード		予算主管コード
発 行	計画調整局建築指導部	
主管別任意コード		
建築位置	大 阪 市 区	
申請区分	新 増 改 移 大 用 大 計 小 小 道 築 築 築 転 修 途 模 画 変 荷 荷 路 築 築 築 転 更 更 替 更 物 降 降 位 築 築 築 転 繕 変 様 変 物 機 機 用 定 等	仮 使 用
	申請延べ面積	㎡ 基
FD申請	有 ・ 無	
許可・認定	第 条 第 項 第 号	
受取印	受付番号	
上記のとおり領収しました。 大阪市会計管理者		

ゆ
う
ち
よ
銀
行
及
び
郵
便
局
で
は
取
り
扱
い
ま
せ
ん

①建築確認(裏)

受領票

(建築確認・承認・許可・認定等)

分類 7 1
大阪市

建築主	様									
システムコード					発行番号					
9	0	0	2	7	1	9	1	0		
年度	会計	款	項	目	取納滞込区分					
節	建築確認及許可手数料									
歳入区分	建築確認許可手数料									
金額					円					
発行コード					予算主管コード					
発行					計画調整局建築指導部					
主管別任意コード										
建築位置	大阪市									区
申請区分	新 増 改 移	大 用 大 計	工 昇 小	假						
	築 築 築 転	修 途 模 画	作 降 荷	使						
	申請延べ面積	㎡		基						
FD申請	有									無
許可・認定	第	条	第	項	第	号				
受付欄	受付番号									

※確認済証等を受領の際には、必ずこの票をご持参ください。

収入報告書

(建築確認・承認・許可・認定等)

分類 7 1
大阪市

建築主	様納									
システムコード					発行番号					
9	0	0	2	7	1	9	1	0		
年度	会計	款	項	目	取納滞込区分					
節	建築確認及許可手数料									
歳入区分	建築確認及許可手数料									
金額					円					
発行コード					予算主管コード					
発行					計画調整局建築指導部					
主管別任意コード										
建築位置	大阪市									区
申請区分	新 増 改 移	大 用 大 計	工 昇 小	假						
	築 築 築 転	修 途 模 画	作 降 荷	使						
	申請延べ面積	㎡		基						
FD申請	有									無
許可・認定	第	条	第	項	第	号				
領収日付印										
上記の金額を収入しましたので報告します。										
取りまとめ金融機関 → 市役所										
処理番号										

サ

ゆうちょ銀行及び郵便局では取り扱いません

フ

領収日付印

ル

ゆうちょ銀行及び郵便局では取り扱いません

特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成 18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、本業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（計画調整局企画振興部総務担当）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（計画調整局企画振興部総務担当）へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

(違法又は不適正な要求の記録及び報告)

第6条 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の計画調整局企画振興部総務担当（連絡先：06-6208-7811）に報告しなければならない。

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NO_x・PM法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ
大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車交通環境対策グループ
電話：06-6615-7965

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。